



# Japanese Business Network (JBN)

Newsflash

“経済成長促進法 -  
Wachstumschancengesetz  
(Growth Opportunities Act)”の  
連邦政府による草案閣議決定

September 2023



**pwc**

# “経済成長促進法 - Wachstumschancengesetz (Growth Opportunities Act)”の連邦政府による草案閣議決定

2023年7月14日、ドイツ財務省は、ドイツの税法に関する多数の改正案(経済成長促進法)を発表しました。その多くは利子損金算入の制限に重点を置いており、同時に税務上の欠損金や繰越欠損金の活用をより広範に認めるものです。その後、2023年8月30日に連邦政府により成長機会法の政府草案が閣議決定され、2023年7月14日に公表された草案にいくつか修正が加わっています。本ニュースレターでは閣議決定された草案の内容を踏まえて改正案について説明いたします。

## 詳細

主要な改正案は以下の通りとなります。

### 1. 過大支払利子税制(Earnings-Stripping-Rule)の改正

#### 概要

過大支払利子税制の詳細な説明はここでは割愛しますが、端的には、純支払利子額のうちEBITDA(利子・税金・減価償却費考慮前の利益)の30%までしか損金算入されず、控除されなかった利息費用または未使用のEBITDA相殺枠については将来事業年度に繰り越されます。一方で、純支払利子額が300万ユーロ未満である場合等、一定の場合には本規定の適用はありません。

#### 改正案

以下の通りの改正が検討されています。

- 閾値ルール(Freigrenze)から控除ルール(Freibetrag)への変更

現行法では、利息費用から利息収入を控除した金額(以下、「純支払利子額」)が300万ユーロを超える場合に過大支払利子税制が適用されています(閾値としての適用)が、改正案では、純支払利子額から300万ユーロを控除した金額に対してのみ、過大支払利子税制が適用される見込みです。

しかし、その後の2023年8月30日の政府草案では、300万ユーロの閾値ルール(Freigrenze)から控除ルール(Freibetrag)への変更は行わないことが発表されました。300万ユーロは、免除限度額(閾値としての適用)のままとなります。

- アンチ・フラグメントルール(細分化防止ルール)の導入

現行法では、納税主体単位(つまり各法人単位)で過大支払利子税制が適用されますが、当該制度の適用を逃れるために意図的に企業を分割することを防ぐために、同一人物/グループによって経営されている類似の事業を単一の事業とみなして、過大支払利子税制の判定を行うことが見込まれます。

- グループ資本免除条項の削除

現行法では、企業グループに属するドイツ法人は、グループ全体の自己資本比率よりもドイツ法人単体の自己資本比率の方が良い場合は過大支払利子税制の適用が免除されますが、当該規定は削除される見込みです。

- “利息”の定義の変更

現行法では、負債に対する利息費用のみが利息として定義されますが、改正案では、負債調達に関連する経済的に利息と同等の費用も含まれる見込みです（利息収入も同様に拡大される見込み）。

## 2. 特定の関連者間取引の法定金利の上限規制

移転価格に関する独立企業間原則に加え、特定の関連者との取引に係る上限金利として、ベースとなる基準金利に2%を加えたものを上限とすることが見込まれています。これは、関連者との独立企業間価格がたとえ適切であったとしても当該上限金利を超える場合には、当該上限金利を超える部分の金額は損金不算入となります。なお、グループの最終的な親会社と貸し手が、より高い利率でしか融資を受けられなかったことが証明できれば、借り手（ドイツ法人）はそのような高い利率を控除することができます。

当該規定は、資金の貸手がドイツのタックスヘイブン対策税制（CFC税制）で規定される実体性要件を有する場合には適用されません（ただし、その貸手がドイツCFC税制で規定される情報交換制度に参加しない地域に居住していた場合には、実体性要件によるエスケープ条項は適用されず、上限規制の影響を受けます）。

## 3. 繰越欠損金と課税所得との相殺ルールの緩和

繰越欠損金と課税所得の相殺に関して、現行法では100万ユーロを超える課税所得がある場合、当該超過部分については、60%相当額のみが繰越欠損金と相殺されることとなります（つまり40%の最低課税制度）。改正案では、2024年から2027年までの事業年度において、繰越欠損金の最低課税額制度の廃止が見込まれています（課税所得全額が繰越欠損金と相殺可能）。また、2028年度以降についても、閾値が100万ユーロから1000万ユーロへ引き上げられることが見込まれています（1000万ユーロを超える課税所得から40%の最低課税制度が適用）。

しかし、その後の2023年8月30日の政府草案では、最低課税制度の2024年から2027年までの事業年度における一時的な停止案については撤回されました。代わりに、2024年から2027年までの事業年度において、最低課税制度の閾値を60%から80%へと一時的に引き上げることが盛り込まれました。

## 4. 欠損金の繰戻還付の還付期間の延長

現行法では、欠損金の繰戻は、過去2事業年度にさかのぼって適用できることとされていますが、1年拡張され、過去3事業年度にさかのぼって適用できることが見込まれています。原則として、1000万ユーロの欠損金を上限として繰り戻すことが可能です。

詳細は、英語の [Newsflash](#) またはドイツ語の [Newsflash](#) をご参照ください。

## 連絡先



**Prof. Dr. Uwe Hohage**  
Partner, Japanese  
Business Network (JBN)  
& Markets Leader EMEA

Georg-Glock-Straße 22  
40474 Düsseldorf, Germany  
uwe.hohage@pwc.com  
+49 (0)160 90139585



**Dr. Shuning Shou**  
Partner, Corporate Tax,  
Japanese Business  
Network

Bernhard-Wicki-Straße 8  
80636 München, Germany  
+49 (0) 160 5364530  
shuning.shou@pwc.com



**Thomas Riedl**  
Director, Corporate Tax,  
Japanese Business  
Network

Georg-Glock-Straße 22  
40474 Düsseldorf, Germany  
+49 (0) 1511 7407710  
thomas.riedl@pwc.com



**Yukiko Kono**  
河野 由紀子  
Manager, Transfer Pricing,  
Japanese Business Network

ドイツ税理士  
Georg-Glock-Straße 22  
40474 Düsseldorf, Germany  
+49 (0)160 210 1566  
yukiko.kono@pwc.com



**Tamami Matsumoto**  
松本 タマミ  
Manager, Corporate Tax,  
Japanese Business Network

ドイツ税理士  
Georg-Glock-Straße 22  
40474 Düsseldorf, Germany  
+49 (0)211 981 7838  
tamami.matsumoto@pwc.com



**Mina Ueki**  
植木 美奈  
Manager, Corporate Tax,  
Japanese Business Network

Bernhard-Wicki-Straße 8  
80636 München, Germany  
+49 (0) 1511 5011687  
mina.ueki@pwc.com



**Shuhei Atsuchi**  
厚地 崇兵  
Manager, Corporate Tax,  
Japanese Business Network

日本国税理士  
Georg-Glock-Straße 22  
40474 Düsseldorf, Germany  
+49 (0)151 4328 2213  
shuhei.a.atsuchi@pwc.com

## Japanese Business Network (JBN) について

PwCドイツのJapanese Business Network (JBN) は、監査・税務・法務・M&A・コンサルティングなどのあらゆる分野において、ドイツに進出している日系企業をテラーメイドで支援いたします。組織再編、移転価格、VATなど専門性が求められる分野においても、深い知識と経験を有する日本語を話せるプロフェッショナルと、現地のプロフェッショナルが二人三脚で皆様の成長を支援いたします。

JBNのWebseiteはこちらから：[Japanese Business Network \(JBN\)](#)

ドイツ税務 & 法務アップデートはこちらから：[Japanese Business Network \(JBN\) Newsflash](#)

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2023 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.